立教大学日本文学会会則

第一条　本会は立教大学日本文学会と称し、事務局を立教大学文学部文学科日本文学専修研究室に置く。

第二条　本会は会員の日本文学・日本語学の研究、ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条　本会は次の会員をもって構成する。

一、**普通会員**　立教大学文学部文学科日本文学専修の専任および兼担の現教職員、同学科専修卒業生、大学院文学研究科（日本文学専攻）修了生およびその他本会の趣旨に賛同する者。

一、**学生会員**　立教大学大学院文学研究科（日本文学専攻）在学生および同文学部文学科日本文学専修在学生。

一、**特別会員**　立教大学文学部文学科日本文学専修の専任および兼担の旧教職員、同専修関係の現非常勤講師。

一、**同窓会員**　立教大学文学部日本文学科・日本文学専修の卒業生および大学院文学研究科（日本文学専攻）修了生、その他本会の趣旨に賛同する者。

第四条　本会は次の事業を行う。

一、機関誌「立教大学日本文学」、「立教大学日文ニュース」の刊行。但し、機関誌の編集その他に関しては別に細則を定める。

一、研究発表会。

一、その他の必要な事業。

第五条　本会の経費は、普通会員の会費、ならびに寄付金その他の収入をもってあてる。

第六条　本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日までとする。

第七条　本会には次の役員を置く。

一、**会長**　一名　本会を代表し会務を統べる。

一、**委員**　若干名　本会の会務を行う。但し、委員会の構成その他に関しては別に細則を定める。

一、**会計監査**　一名　本会の会計を監督監査する。

第八条　会長は立教大学文学部文学科日本文学専修主任を当てる。委員・会計監査は普通会員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

第九条　役員の任期は一年とし、重任を妨げない。

第十条　本会は年一回総会を開催するものとする。

第十一条　会則の改正は総会の議を経て行う。

付則　本会則は一九七二年十一月十一日より改正施行する。一九九八年七月十一日一部改正。二〇〇九年七月四日一部改正。二〇一〇年七月三日一部改正。

同　細　則

一、委員会は、事務局担当委員、査読担当委員、編集担当委員およびその他の委員で構成される。

二、委員会の構成人員は、教員八名前後、その他十名前後とする。

三、事務局は事務局担当委員をもって構成する。

四、事務局担当委員は、委員の中から、教員二名、大学院生二名を選出し、会長がこれを委嘱する。

五、査読担当委員は、外部の有識者を含め、会長がこれを委嘱する。

六、編集担当委員は、委員の中から、教員二名、大学院生二名を選出し、会長がこれを委嘱する。

七、編集担当委員は、編集会議を開いて機関誌の企画編集を行う。

八、会計は、教員委員の中から一名を選出し、会長がこれを委嘱する。

九、本会の会費は、普通会員は年四千円、同窓会員は年百円とし、五年分五百円を一括して納めることとする。

十、普通会員・学生会員・特別会員には、「立教大学日本文学」、「立教大学日文ニュース」が配布される。同窓会員には「立教大学日文ニュース」が配布される。

十一、本会の会費を三年以上つづけて未納の者は退会とみなされる。ただし退会後は、会費滞納三年分に加えて新年度会費を納めることで再入会とする。

十二、学生会員、特別会員については、会費を免除する。

十三、細則の改正は委員会の議を経て行い、会長の承認をうるものとする。

付則　本細則は一九七二年十一月十一日より施行する。一九九八年七月十一日、二〇〇〇年七月八日、二〇〇九年七月四日、二〇一〇年七月三日、二〇一四年七月四日一部改正。